

富田林市開業資金融資保証料補給制度のご案内

1. 制度の概要

この制度は、市内における産業の創出を促進し、市内経済の活性化と活力の維持を図るために、大阪信用保証協会（以下、保証協会）が取り扱う開業サポート資金の開業資金（以下、開業資金）を利用する小規模企業者に対し、融資に必要な信用保証料の2分の1を限度（限度額20万円）に補給する制度です。

2. 補給対象者

開業資金を利用した小規模企業者で、融資実行と同時に信用保証料を一括して支払われた人が対象になります。（ただし、申請時に市外へ移転している場合は、補給できません。）

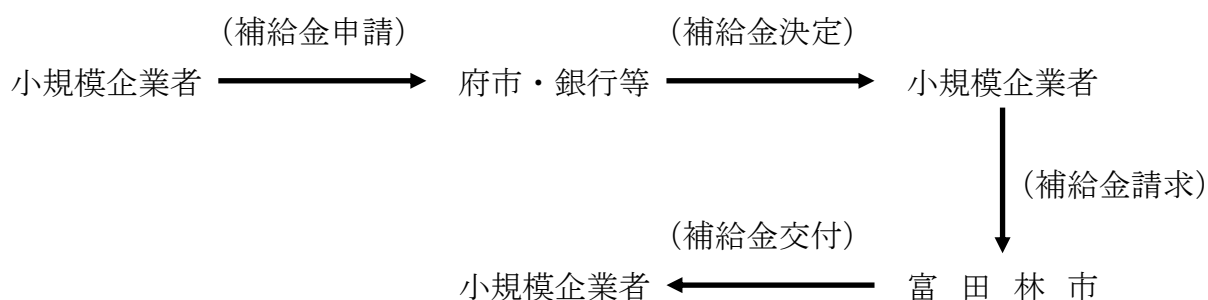
3. 補給金額

信用保証料の2分の1を補給します。

※ただし、補給額が小数点以下の場合は小数点以下を切り捨てます。

4. 交付申請の期限と方法

信用保証料の補給金の交付を受ける場合は、**保証料支払後6ヵ月以内**に、信用保証料補給金交付申請書（様式第1号）に当該融資の融資決定書（保証協会が発行する「保証のお知らせ」等）、信用保証料の支払を証する書類（金融機関が発行する「融資計算書」もしくは「通帳の写し」等）を添えて、市商工観光課まで提出してください。



5. 申請書等の配布・受付及びお問い合わせ先

富田林市常盤町1番1号

富田林市産業環境部商工観光課

電話（0721）25-1000 内線 482